

## § 5 団体別の検査結果

### ◎ 1 日本私立学校振興・共済事業団

#### 不 当 私立大学等経常費補助金の経理が不当

##### <要点>

私立大学等経常費補助金の交付に当たり、一般補助のうちの教育研究補助者の数を過大に計上するなどして、誤った算定資料に基づいて補助金の額を算定していたため、補助金計2368万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

**補助金の概要** 日本私立学校振興・共済事業団は、国の補助金を財源として、私立大学等<sup>(注)</sup>における教育又は研究に要する経常的経費に充てるために学校法人に私立大学等経常費補助金を交付している。

この補助金のうち一般補助の額は、専任教員等の数、専任職員数、学生数や各私立大学等の教育研究条件の整備状況等を勘案した増減率等に基づいて算定することとなっている。

このほか、特別補助として、私立大学等における特定の分野、課程等に係る教育の振興等のために特に必要があると認められるときは、補助金を増額して交付している。

特別補助の対象となる項目には「授業料減免事業等支援(新型コロナウイルス感染症緊急経済対策分)」、「研究施設運営支援」等がある。このうち「授業料減免事業等支援(新型コロナウイルス感染症緊急経済対策分)」については、新型コロナウイルス感染症の直接的、間接的な影響で、家計が急変した世帯の学生に対し、補助要件の全てに該当する入学金・授業料減免等の給付事業又は金融機関の教育ローン等に係る利子負担事業を実施している私立大学等を対象に、当該事業に係る所要経費の2/3以内の額を増額する。また、「研究施設運営支援」については、大学院等の機能の高度化を促進するため、専任の教員が配属されているなど複数の補助要件に該当する組織上独立した研究施設等を設置している私立大学等に対して、当該研究施設等における所要経費の額の区分に応じて定められた額を増額する。そして、対象となる経費は、当該研究施設等の研究活動の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要な経費とし、直接関係しないものについては除外する。

**検査の結果** 4学校法人は、事業団に提出した算定資料において、一般補助のうちの教育研究補助者の数を過大に計上していたり、特別補助のうちの「授業料減免事業等支援(新型コロナウイルス感染症緊急経済対策分)」について補助要件を満たしていない学生に対する奨学金の支給額等を所要経費に含めていたり、「研究施設運営支援」について研究施設の研究活動の遂行等に直接関係しない経費を含めていたりしていたのに、事業団は、これらの誤った算定資料に基づいて補助金の額を算定していたため、補助金計2368万円が過大に交付されていて不当と認められる。

(注) 私立大学等 私立の大学、短期大学及び高等専門学校

事業主体 <本部所在地>	年度	補助金交付額	不当と認める 補助金額	摘要
学校法人慶應義塾 <東京都港区>	令和 2	円 79億7547万	円 2055万	一般補助において教育研究補助者の数が過大に計上されていたもの、特別補助において算定対象とならない経費が含まれていたもの (慶應義塾大学)
学校法人稲置学園 <石川県金沢市>	元	2億3452万	100万	特別補助において算定対象とならない経費が含まれていたもの (金沢星稜大学)
学校法人広島女学院 <広島市>	2	1億6735万	106万	同 (広島女学院大学)
学校法人熊本学園 <熊本市>	2	5億5175万	107万	同 (熊本学園大学)
<b>4事業主体</b>		89億2910万	2368万	

(検査報告403ページ)

2 東日本高速道路株式会社、3 中日本高速道路株式会社、  
4 西日本高速道路株式会社

**処置済** 受注者の責めに帰することができない事由等により工事を施工できない場合の工事の一時中止に伴う増加費用について

<要点>

受注者の責めに帰することができない事由等により工事を施工できない場合の工事の一時中止を可能な限り回避するなどして一時中止に伴う増加費用の節減を図るため、工事発注前の設計図書作成や審査等において確認すべき事項等を具体的に示したり、工事の一時中止の発生状況等を把握し、把握した情報を関係部署に共有するなどして工事発注前の設計図書作成や審査等をより適切に行うことができる体制を整備したりするよう改善させたもの(指摘金額：東日本高速道路株式会社530万円、中日本高速道路株式会社3047万円、背景金額：東日本高速道路株式会社8119万円、中日本高速道路株式会社3410万円、西日本高速道路株式会社5542万円)

**工事の一時中止等の概要**

(1) 工事発注の概要

東日本高速道路株式会社(以下「東会社」)、中日本高速道路株式会社(以下「中会社」)及び西日本高速道路株式会社(以下「西会社」、これらの会社を「3会社」)は、高速道路の新設、改築、維持、修繕等の一環として、多数の土木工事を請負契約により実施している。

3会社がそれぞれ制定している「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン」(以下「設計変更ガイドライン」)によれば、工事の発注時に発注者が設計図書に示す施工条件は、受注者にとっては工事を施工する工程、体制等の判断基準になるものなどとされており、設計図書に明示する施工条件の例として、工事の関係機関等との協議の状況、工事の着手時期等の工程に係る事項等が示されている。そして、3会社は、設計図書作成や審査等に当たり、この施工条件の例を踏まえるなどして、工事発注前に施工条件を確認し、設計図書に明示したり、各種協議を行ったりするなど必要な対応を執るなどして工事を発注することになっている。

## (2) 工事の一時中止の概要

3会社の工事請負契約書、設計変更ガイドライン等によれば、豪雨、洪水、地震等の天災等が生じたり、設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたり、発注者において工事用地等の確保ができなかったりするなどの受注者の責めに帰することができない事由により受注者が工事の全部又は一部を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならないことなどとされている。そして、発注者は、工事を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期又は請負代金額を変更し、また、受注者が工事の一時中止に伴う増加費用を必要としたときなどは必要な費用を負担しなければならないこととされている(発注者が負担する工事の一時中止に伴う増加費用を「一時中止費用」)。

**検査の結果** 令和2、3両年度にしゅん功した土木工事のうち、一時中止費用が生じた東会社49工事(工事費計1327億7300万円)、中会社76工事(同計3194億2410万円)、西会社57工事(同計1509億3937万円)、計182工事(同計6031億3648万円)を対象として、検査を行った。

### (1) 施工条件の確認等が十分でなかったために工事の一時中止を回避するなどできていなかった事態

3会社は、上記の182工事において延べ540回の工事の一時中止の指示を行って、これに伴う一時中止費用は計84億2273万円(東会社13億8661万円、中会社55億8328万円、西会社14億5284万円)となっていた。

そこで、上記延べ540回の一時中止の事由について確認したところ、232回については、工事発注前に必要な施工条件を把握した上で、施工条件を設計図書に明示して発注したものの、工事発注後にこれらの設計図書に明示した施工条件を変更する必要が生じたことなどにより工事の一時中止の指示をしたものであった。また、308回は、工事発注前に必要な施工条件を把握していなかったなどのため施工条件を設計図書に明示していなかったものであるが、このうち123回は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が影響したり、天災等が発生したりしたことなど、明らかに工事発注前に把握することができない事由により工事の一時中止の指示をしたものであった。

そして、残る185回について工事の一時中止の事由や工事発注前の設計図書作成、審査状況等を確認したところ、8工事における8回の工事の一時中止は、①工事発注前の施工条件の確認が十分でなかったため、工事に必要となる協議をあらかじめ行っていなかったり、②工事発注前の協議において工事の着手前に実施するよう指示された調査について設計図書に明示していないという不備が発見されたため、工事着手後に当該調査の実施に時間を要したり、③工事対象箇所の最新の詳細点検結果を反映していなかったため、設計図書と現地の条件が著しく相違していたりするなどして工事を施工できないことにより工事の一時中止を指示したものであった。

したがって、上記8工事における8回の一時中止は、①工事発注前に施工条件を十分に確認して、必要となる協議を事前に行ったり、②工事発注前の協議における指示事項を考慮した工事着手可能時期を設計図書に明示したり、③工事対象箇所の最新の点検結果を把握して、現地条件を設計図書に反映したりなどした上で発注していれば、一時中止を回避するなどして、一時中止費用を節減することができたと認められた(8工事のうち、工事発注前の施工条件の確認等が十分でなかったために一時中止を回避するなどできなかったものは3工事、一時中止費用計3577万円(東会社1工事530万円、中会社2工事3047万円)、工事発注前の施工条件の確認等が十分でなかったために回避するなどできなかった一時中止が含まれていたものは5工事、一時中止費用計1億7071万円(東会社2工事8119万円、中会社1工事3410万円、西会社2工事5542万円))。

(2) 工事の一時中止の発生状況やその事由を把握し活用していなかった事態

(1)の事態を踏まえ、前記185回の工事の一時中止の事由についてみると、表のとおりとなっており、これらの中には、上記の8回以外に、工事契約後、短期間で関連工事からの施工箇所の引渡しの遅れが発生したことなどから工事の一時中止の指示をしたものも見受けられた。これらの事由については、工事発注後に判明したものであるが、3会社は、今後も同様の事由により工事の一時中止が生ずる可能性もあることから、一時中止費用の節減を図るために工事の一時中止の発生状況やその事由を把握し、把握した情報を関係部署に共有するなどして工事発注前の設計図書作成や審査等の留意事項として活用することで、今後の工事の一時中止の回避等に資するものになると認められた。しかし、3会社は、これらの工事の一時中止の発生状況やその事由を把握し、把握した情報を関係部署に共有するなどして今後の工事発注前の設計図書作成や審査等に活用する取組をしていなかった。

表 工事の一時中止の発生状況

会社名	一時中止を行った工事数(工事)	一時中止の回数(延べ)(回)	施工条件を設計図書に明示していたもの(回)	施工条件を設計図書に明示していなかったもの(回)	事由別の一時中止の回数(回)						
					新型コロナウイルス感染症、天災等	関係機関との協議	設計図書と現地条件の相違	関連する工事等からの施工箇所の引渡し等の遅延	設計内容の確認等	その他	
											計
東会社	49	121	54	67	20	9	21	10	7	0	計 47
中会社	76	297	137	160	66	47	18	19	8	2	計 94
西会社	57	122	41	81	37	17	13	1	8	5	計 44
計	182	540	232	308	123	73	52	30	23	7	計 185

(注) 前記8回の工事の一時中止の事由である①「工事発注前の施工条件の確認が十分でなかったため、工事に必要となる協議をあらかじめ行っていないかったもの」及び②「工事発注前の協議において工事の着手前に実施するよう指示された調査について設計図書に明示していないという不備が発見されたため、工事着手後に当該調査の実施に時間を要したもの」は本表の「関係機関との協議」、③「工事対象箇所の最新の詳細点検結果を反映していなかったため、設計図書と現地の条件が著しく相違していたもの」は本表の「設計図書と現地条件の相違」にそれぞれ含まれる。

このように、3会社において、工事発注前の設計図書作成や審査等を行うに当たって、施工条件の確認、設計図書への明示や必要な協議が十分でなかったために工事の一時中止を回避するなどできていなかった事態、及び一時中止が生じた工事の発生状況やその事由を把握し、把握した情報を活用していなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

**3会社が講じた改善の処置**

3会社は、4年9月までに、各支社等に通達を発したり、設計変更ガイドラインを改定したりなどして、可能な限り工事の一時中止を回避したり、一時中止期間を短縮したりして、一時中止費用を節減するよう、次のような処置を講じた。

ア 工事発注前の設計図書作成や審査等において確認すべき事項として、関係機関との協議等の実施状況、協議内容や工事内容に関連する調査の状況等の具体的な内容を示し、関係部署に周知徹底した。

イ 工事の一時中止の発生状況等を把握し、把握した情報を関係部署に共有するなどして、工事発注前の設計図書作成や審査等をより適切に行うことができる体制を整備した。

## 5 国立研究開発法人国立環境研究所

### 処置要求③④ 子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)における生化学検査等の業務に係る契約について

#### <要点>

子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)の生化学検査等の業務に係る契約について、契約変更等を行う場合の基準や業務費の単価の設定方法等、実際の業務の実績を適切に反映した経済的な支払が可能となる具体的な方策を定めるなどしたり、仕様書に記載されていない業務を新たに行わせる場合には契約変更を行う必要があることについて関係職員に対して指導等を行ったりすることにより、その支払が業務に即した経済的なものになり、また、適正に契約手続が行われるよう是正改善の処置を求めたもの(指摘金額4325万円)

**子どもの健康と環境に関する全国調査の概要** 国立研究開発法人国立環境研究所は、化学物質のばく露や生活環境が、胎児期から小児期にわたる子どもの健康にどのような影響を与えているかを明らかにして、化学物質等の適切なリスク管理体制の構築につなげることを目的として、子どもの健康と環境に関する全国調査(以下「エコチル調査」)を実施している。

これらの調査においては、母親の血液、尿、母乳、分娩時のさい帯血、子供の血液、尿等の試料(これらを「生体試料」)を採取し、採取した生体試料中の化学物質の濃度等を測定することなど(以下「生化学検査等」)により、化学物質へのばく露評価やアレルギー等の指標物質の測定等を行うことなどとなっている。

研究所は、エコチル調査に係る生化学検査等の業務を、総額をもって契約金額とする契約(以下「総価契約」)又は単価を契約の主目的とし、期間を画してその供給を受けた実績数量を乗じて得た金額の対価を支払うことを内容とする契約(以下「単価契約」)により民間事業者に請け負わせて実施している。そして、その契約書においては、必要がある場合には、研究所は、業務の内容を変更することができ、この場合において、契約金額等を変更するときは、契約の相手方と協議して書面によりこれを定めることとなっている。

**検査の結果** 研究所が令和元年度から3年度までの間に5会社<sup>(注)</sup>との間で締結し、4年3月までに業務が完了しているエコチル調査に係る生化学検査等の業務の請負契約計12契約(支払額計33億6651万円。うち総価契約計10契約、単価契約計2契約)を対象として検査した。

#### (1) 業務の実績を適切に反映した支払が行われていない事態

総価契約計10契約(契約金額計29億4437万円。以下「10契約」)は、被験者(母親及び子供)から採取された血液試料及び尿試料の生化学検査等を実施するものであり、10契約の仕様書には、研究所が見込みで算定した生化学検査等の予定数量が記載されているが、被験者の調査への参加は任意となっていることから、その参加状況等によっては、仕様書に記載された予定数量と実績数量との間に差異が生ずることが想定され、仕様書においても「見込み」と記載されるなどしている。

そこで、10契約について、検査の種類ごとに、仕様書に記載されている予定数量に対する実績数量の割合(以下「実施率」)をみたところ、2契約においては、実施率が100.7%及び123.8%となって

(注) 5会社 株式会社LSIメディエンス、いであ株式会社、株式会社日吉、株式会社島津テクノリサーチ、株式会社住化分析センター

いたものの、8契約においては、38.9%から99.9%となっていて、実績数量が予定数量を下回っていた(表参照)。

表 10契約に係る生化学検査等の実施状況等

通番	契約の相手方	契約件名	契約期間	契約金額 (円) (注)	生化学検査等の実施状況					
					検査の種類	予定数量 (a) (件)	実績数量 (b) (件)	検査未実施数量 (a-b) (件)	実施率 (b/a) (%)	
1	株式会社 LSIメディア エンス	「子どもの健康と環境に関する全国調査パイロット調査」に係る医学的検査等実施業務	令和元年11月7日 ～3年3月31日	58,850,000	医学的検査	125	92	33	73.6	
					精神神経発達検査	113	44	69	38.9	
					生化学検査	血液6項目	125	88	37	70.4
						血液1項目	125	89	36	71.2
						尿2項目	125	91	34	72.8
知能検査	113	44	69	38.9						
2		エコチル調査臍帯血試料有機フッ素化合物分析業務	2年3月31日 ～3年3月31日	280,500,000	さい帯血	PFAS等 28項目	5,000	4,992	8	99.8
3	いであ 株式会社	令和2年度エコチル調査パイロット調査における生体試料中元素分析業務	2年8月7日 ～3年3月31日	40,700,000	小児全血等	Cd等34 元素等	700	631	69	90.1
4		令和3年度子どもの健康と環境に関する全国調査における小児血液中有機フッ素化合物分析業務	3年4月1日 ～4年3月31日	283,800,000	血液	PFAS35 項目	5,000	4,911	89	98.2
5	株式会社 日吉	子どもの健康と環境に関する詳細調査における血液試料中ダイオキシン類緑化合物分析業務	2年3月31日 ～3年3月31日	235,400,000	血液	ダイオキシン類 緑化合物	5,000	4,940	60	98.8
6	株式会社 島津テク ノリサー チ	エコチル調査尿試料ヒ素化学形態別分析業務	2年3月16日 ～3年3月31日	170,500,000	尿	亜ヒ酸等 7項目	5,000	5,036	△ 36	100.7
7		令和2年度子どもの健康と環境に関する全国調査における血液試料中残留性有機化合物(POPs)分析業務	2年4月1日 ～3年3月31日	793,650,000	母体血(血しょう)	PCBs等3 項目	13,000	12,994	6	99.9
8		平成31年度子どもの健康と環境に関する全国調査における尿試料中ネオニコチノイド系農薬類分析業務	平成31年4月1日 ～令和2年6月30日	1,034,000,000	尿	ネオニコチノイド 系農薬類 13項目	20,000	19,994	6	99.9
9	株式会社 住化分析 センター	令和元年度エコチル調査における尿試料中有機リン系農薬代謝物分析業務	元年7月9日 ～元年12月27日	23,540,000	尿	有機リン 系農薬代 謝物3項 目	600	743	△ 143	123.8
10		令和2年度エコチル調査パイロット調査における尿試料中ピレスロイド系農薬代謝物分析業務	2年5月28日 ～3年3月31日	23,430,000	尿	ピレスロ イド系農 薬代謝物 13項目	414	413	1	99.7
計				2,944,370,000						

(注) 総価契約であり、最終契約金額を記載した。

しかし、監督職員は、業務の実施状況は確認していたものの、その状況について契約責任者に報告していなかったため、契約責任者は、契約変更等を行っていなかった。

そこで、本院において、10契約のうち、仕様書に記載されている生化学検査等の予定数量と実績数量との間の差異が大きいなどして支払額への影響が大きいと見込まれる計3契約について、請負者に対して業務の実績に応じて仕様書に定める業務内容を変更した場合の業務費の見積額等の提出を求めるなどして、実績数量に応じた業務費に基づき契約金額を試算した。その結果、2契約については計2504万円の減額が生じており、残りの1契約について55万円の増額が生ずることを考慮しても、3契約の契約金額は計3億4169万円となり、3契約の実際の契約金額計3億6619万円を2449万円下回ることとなった。よって、契約変更等を行って実際の業務の実績を適切に反映した支払を行うこととしていけば、3契約の合計で支払額を同額分節減できたと認められる。

また、単価契約計2契約(支払額計4億2214万円)中、平成31年4月に締結した「子どもの健康と環境に関する全国調査」詳細調査に係る生体試料回収、輸送、分注<sup>(注)</sup>及び生化学検査等業務(支払額2億8339万円)は、被験者(6歳児)約4,800人分の生体試料(血液試料及び尿試料)を回収し、遠心分離及び分注した上で生化学検査等を行うとともに、その都度、分注済みの生体試料を将来の更なる化学分析に備えて研究所の保管施設に輸送するものである。そして、本件契約において、回収した生体試料の分量が全検査項目について生化学検査等を行うための必要量に満たない場合は、仕様書に記載された優先順位で生化学検査等を行うこととされている。

しかし、業務の実施状況について確認したところ、業務が完了した3,671人分のうち322人については、生体試料のうち一方が回収できておらず、当該生体試料に係る生化学検査等は実施されていなかった。また、回収できた生体試料のうち、血液試料計90人分及び尿試料計4人分については、回収した分量が仕様書に記載された全検査項目の検査を行うための必要量に満たなかったため、検査項目の全部又は一部の検査が実施されていなかった。そして、研究所は、生化学検査等の単価について、被験者1人に対して全検査項目の検査を行った場合の金額(被験者1人当たり54,500円(令和元年8月以降は57,000円))のみを設定していて、生化学検査等の個々の検査項目ごとの単価を設定していなかったため、各被験者について1項目でも生化学検査等が行われていけば、全検査項目の検査を行った場合の被験者1人分の業務費を支払っていた。

そこで、本院において、請負者に対して検査項目等ごとの単価の提出を求めて、生化学検査等の実績に応じた業務費に基づき支払額を試算したところ計2億6856万円となり、実際の支払額2億8339万円を1483万円下回ることとなった。よって、生化学検査等の個々の検査項目ごとの単価を設定していれば、支払額を同額分節減できたと認められる。

## (2) 契約変更を行わずに請負者に対して仕様書に記載されていない業務を行わせていた事態

総価契約のうち「令和2年度エコチル調査パイロット調査における生体試料中元素分析業務」等計2契約(契約金額計9955万円)について、要求部局の担当職員である監督職員は、元素分析の実績数量が仕様書に記載された予定数量に満たなかったことから、不足分に相当する費用の範囲内で実施できる補完的な業務として、仕様書に記載されていない業務である被験者の自宅から採取した水道水計82検体に係る元素分析等の業務(業務費相当額計393万円)を、口頭又は電子メールで請負者に指示して行わせていた。

しかし、本来、仕様書に記載されていない業務を新たに請負者に行わせる場合、契約変更が必要

(注) 分注 試料となる液体の一定容量を容器に吐出すること

であるにもかかわらず、監督職員は、契約責任者に報告しておらず、このため、契約責任者は、契約変更を行っていなかった。そして、研究所は、上記の業務費相当額計393万円を含む契約金額計9955万円を支払っていた。このように、契約変更を行わずに仕様書に記載されていない業務を行わせ、業務費を支払っている事態は、会計規程等に反していて適正とは認められない。

このように、仕様書に記載されている業務の一部が実施されていないなどしているのに契約変更等を行わないまま契約金額の全額を支払っていたり、生化学検査等の個々の検査項目ごとの単価を設定していなかったため生化学検査等の全部又は一部の検査項目が行われていなくても被験者1人当たりの単価により支払っていたりして、実際の業務の実績を適切に反映した支払が行われていない事態及び契約変更を行わずに請負者に対して仕様書に記載されていない業務を行わせている事態は適切ではなく、是正改善を図る要があると認められる。

**本院が求める是正改善の処置** 研究所において、生化学検査等の業務に係る契約について、その支払が業務に即した経済的なものになり、また、適正に契約手続が行われるよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

ア 契約変更等を行う場合の基準や業務費の単価の設定方法等、実際の業務の実績を適切に反映した経済的な支払が可能となる具体的な方策を定めて、これらに関係部局に周知徹底すること

イ 監督職員に任命されることが想定される要求部局の職員に対して、仕様書に記載されていない業務を新たに請負者に行わせる場合には契約変更を行う必要があることについて指導、研修等を行うこと

(検査報告414ページ)

(前掲73ページ「令和3年度決算検査報告の特色」参照)

## 6 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

**不 当** 委託事業で製作した機械装置等を試作品としていて、機構の取得財産としていなかったため、機構の資産売却収入が不足

### <要点>

委託事業で製作した機械装置等を試作品としていて、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の取得財産としておらず、資産売却収入が5116万円不足して不当と認められる。

**委託事業の概要等** 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構は、平成27年度から令和2年度までの間に、航空機の油圧配管の削減による重量低減等を目的として、脚揚降システムの電動化に係る技術開発等を行う事業(以下「本件事業」)を住友精密工業株式会社(以下「事業者」)に委託して実施している。

機構が定めた業務委託契約約款及び委託業務事務処理マニュアル(以下「約款等」)によれば、機構から委託された事業を実施するために受託者が製作した機械装置等のうち、取得価額が50万円以上かつ法定耐用年数が1年以上のものは、機械装置等が完成した日をもって機構の取得財産とすることとされている。そして、受託者は、製作した機械装置等が機構の取得財産に該当することを報告することとされている。ただし、完成後1年未満で廃棄するなどの条件に該当するものは、受託者において、機構の取得財産としない試作品として取り扱うことができるとされている。一方、受託者が試作品とした機械装置等であっても、完成後1年未満で廃棄しなかった場合は、受託者は機構に当該機械装置

等が機構の取得財産に該当することを報告し、機構は完成した日に遡って機構の取得財産とすることとされている。そして、この取扱いは、委託事業終了後であっても、適用されることとなっている。これは、委託事業終了前に1年以上経過した場合との公平を確保するためであり、機構は、このような取扱いとすることを受託者に周知している。

約款等によれば、機構は、取得財産について、委託事業終了後、受託者に譲渡することとされており、譲渡価格は、原則として取得価額、法定耐用年数等を用いて算出した事業終了日の属する月の残存価額を基に算定する(受託者に機構の取得財産を売却することを「有償譲渡」)こととされている。また、受託者が試作品とした機械装置等を、委託事業終了後に、その完成した日に遡って機構の取得財産とした場合も、同様に事業終了日の属する月の残存価額を基に算定した価格で有償譲渡することとなっている。

**検査の結果** 事業者は、平成28年2月から令和2年2月までに機械装置等計19点(取得価額計7528万円)を製作していた。これら19点について、事業者は、取得価額が50万円以上かつ法定耐用年数が1年以上であるものの、完成後1年未満で廃棄するなどの条件に該当するとして、全て試作品としていて機構に対する報告を行っていなかった。このため、機構は取得財産としていなかった。

しかし、事業者は、上記の19点について、それぞれ完成から1年を経過した平成29年2月から令和3年2月までの時点で廃棄しておらず、継続して研究開発に使用したり、保管したりしていたのに、機構に対する報告を行っていなかったため、機構は上記の19点を取得財産として把握できなかった。

事業者は、これら19点の機械装置等について、それぞれ完成から1年を経過した時点で、機構に対して報告を行う必要があり、機構は、事業者からの報告を受けて、これらを完成した日に遡って機構の取得財産とする必要があったと認められる。そして、これらのうち完成後1年未満で機能を喪失していて有償譲渡に適さない1点を除く18点の機械装置等(取得価額計7053万円)について、機構は、それぞれの取得価額、法定耐用年数等を用いて算出した事業終了日の属する月の残存価額を基に算定した価格で事業者の有償譲渡する必要があったと認められる。

したがって、上記の18点について、各機械装置等の完成した日をそれぞれの取得日として本件事業終了時点における残存価額を基に有償譲渡する際の価格を算定すると計5116万円となることから、機構において同額の資産売却収入が不足していて、不当と認められる。(検査報告421ページ)

## 7 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

**不 当** 工事の一時中止に伴う増加費用について、小型機械等の損料等の算定がガイドライン等に基づき適正に行われていなかったため、契約額が割高

### <要点>

工事の一時中止に伴う増加費用について、積上げ計上の対象とならない小型機械等の損料等を積上げ計上していたため、増額された契約金額が1430万円過大となっていて、不当と認められる。

**工事等の概要** 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構東京支社は、相鉄・東急直通線整備の一環として、新横浜駅を築造する「相鉄・東急直通線、新横浜駅他」工事について、「清水・竹中土木・熊谷・松尾相鉄・東急直通線、新横浜駅他特定建設工事共同企業体」(以下「請負人」と平成25年2月に106億7955万円で工事請負契約を締結し、令和2年11月までの複数回の変更契約により契約額を

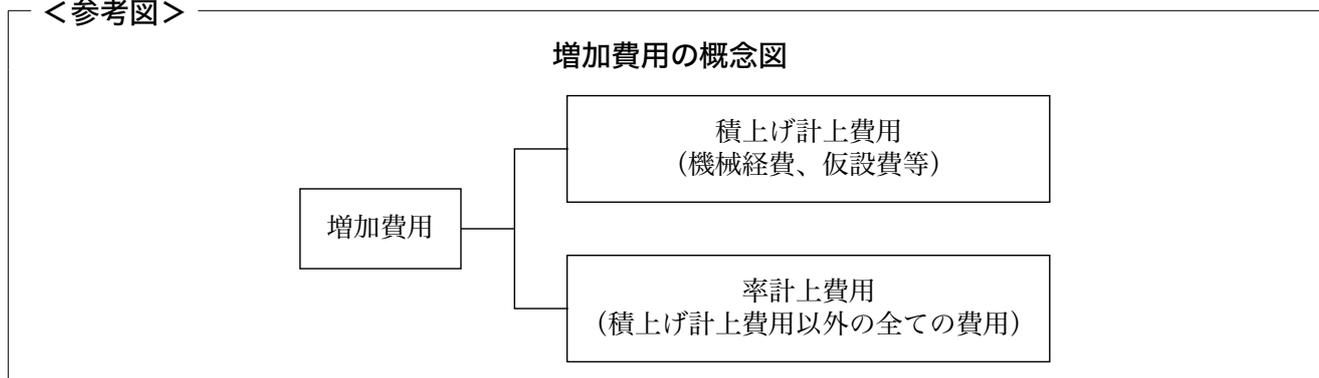
198億9632万円に増額した後、3年2月に更に3325万円増額して199億2957万円とする変更契約を締結している。

3年2月の変更契約は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、支社が請負人に対して、2年4月14日から5月6日までの23日間工事の一時中止を指示したことに伴い、工事現場の維持等に要した費用(以下「増加費用」)を負担するために、契約額を変更したものである。

増加費用等については、本社制定の「工事一時中止に係るガイドライン」(以下「ガイドライン」)等に基づき算定することとされており、ガイドライン等は本体工事の契約図書の一部として位置付けられている。

ガイドライン等によれば、増加費用は、発注者の承諾を受けた基本計画書に従って受注者が工事現場の維持・管理を実施した結果、当該維持等に要した費用とされており、その算定については、受注者が提出した費用の明細書に基づき、その必要性・数量等を発注者と受注者が協議して行うこととされている。工事の一時中止期間が3か月以下の場合は、工事現場の維持等に要する費用のうち、特定の費用については積上げ計上(積上げ計上した特定の費用を「積上げ計上費用」)し、それ以外の費用は、工事の一時中止命令時点の設計書(以下「元設計」)の純工事費に現場経費率を乗じて算定することとなっている。そして、積上げ計上費用以外の費用は、全て、後者の現場経費率により算定した金額(以下「率計上費用」)に含まれることとなっている(参考図参照)。

<参考図>



ガイドライン等においては、積上げ計上費用は、機械経費、仮設費等となっており、このうち、機械経費は、現場搬入済みの機械のうち、元設計に個別計上されている大型の機械と同規格と認められる機械等の現場存置費用を、仮設費は、仮設諸機材の損料等をそれぞれ対象とすることとなっている。一方、営繕費は、積上げ計上費用とはならないこととなっている。

支社は、増加費用について、積上げ計上費用計2036万円に率計上費用691万円を加えるなどして計3325万円と算定し、同額を増額する変更契約を3年2月に締結して、同年3月に支払を行っていた。

**検査の結果** 支社は、小型機械等の損料775万円及び営繕施設(材料保管庫等)の損料77万円を機械経費として、また、現場事務所の賃料90万円を仮設費として、計943万円積上げ計上していた。しかし、ガイドライン等においては、小型機械等は、元設計に個別計上された大型の機械と同規格と認められる機械等には該当せず、また、営繕施設の損料及び現場事務所の賃料は営繕費となることから、いずれも積上げ計上の対象とはならないものであった。

このことなどから、適正な増加費用を算定すると、積上げ計上費用は計830万円となり、これに前記の率計上費用を加えるなどした計1895万円が増加費用となることから、工事の一時中止に伴い増額された契約額3325万円はこれに比べて1430万円割高となっていて不当と認められる。

(検査報告424ページ)

## 8 独立行政法人中小企業基盤整備機構

### 処置要求③⑥ 特定地域中小企業特別資金事業に係る貸付金の規模について

#### <要点>

独立行政法人中小企業基盤整備機構の貸付金等を財源として福島県が貸し付ける特定地域中小企業特別資金事業に係る資金について、規模の見直しを行い使用見込みのない額を算出して償還することを求めるとともに、新規の貸付けを実施する期間の終了前にも規模の見直しが定期的に行われたり同機構が制度をめぐる環境の変化等に応じて規模の見直しを求めたりすることを規定することにより今後も適時に見直しが行われるようにするよう改善の処置を要求したもの(指摘金額217億8227万円)

#### 特定地域事業に係る貸付け等の概要等

特定地域中小企業特別資金事業(以下「特定地域事業」)は、東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所等における事故により移転を余儀なくされている中小企業者等(以下「移転中小企業者等」)に対して、その事業の継続又は再開の用に供する土地、建物等の取得、整備等のために必要な資金や運転資金を貸し付ける事業である。そして、独立行政法人中小企業基盤整備機構は、一般勘定の政府出資金を財源として、中小企業庁及び福島県との協議の上で定めた「原子力発電所事故に伴う「特定地域中小企業特別資金」事業に係る福島県に対する資金の貸付けに関する準則」(以下「準則」)等に基づき、特定地域事業を行う公益財団法人福島県産業振興センターに必要な資金を無利子で貸し付ける同県に対して、その資金の一部を無利子で貸し付けている。

機構が同県に対して貸し付けている資金(以下「機構貸付金」)は計703億円、同県がセンターに対して貸し付けている資金(以下「県貸付金」)は機構貸付金に同県の資金を加えた計704億3000万円となっている。センターは、準則等に基づき、同額のうち393億3000万円を原資として移転中小企業者等に対する資金(以下「センター貸付金」)の貸付けを行う事業(以下「貸付事業」)を実施している(貸付事業の原資を「貸付原資」)。また、311億円を用いて事務費充当基金を造成し、その運用収入等を原資として貸付事業に附帯する貸付決定事務等を行う事業(以下「管理事業」)を実施している。

福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金(以下「事業再開等補助金」)は、経済産業省から補助金の交付を受けて造成した基金を原資として同県が交付するもので、原子力災害によって被災した中小・小規模事業者が事業再開等を行う場合等に必要な経費の一部を補助するものであり、センター貸付金の貸付対象となる移転中小企業者等は、基本的に事業再開等補助金を利用することも可能となっている。

貸付事業における移転中小企業者等に新規の貸付けを実施する期間(以下「貸付実施期間」)は、準則によれば、センターが県貸付金の交付を受けた日の属する年度末までとされている一方、同県からの申出により毎年度延長されており、令和3年度末時点で5年3月までとされている。

準則によれば、管理事業における事務費充当基金は、センターがその全額について有価証券等を取得し、運用して得た運用収入等を原資として、特定地域事業に従事する職員の人件費等(以下「事務費」)を支出したり、センター貸付金に係る貸倒引当金及び貸倒損失(以下「貸倒引当金等」)に充てたりすることとされている(各年度の運用収入等から事務費を除いた額の累計額を「収支差累計額」)。また、センターは、各年度末時点の収支差累計額から貸倒引当金等を除いた額(以下「未使用額」)を翌年度以降の管理事業の原資として使用できるとされている。

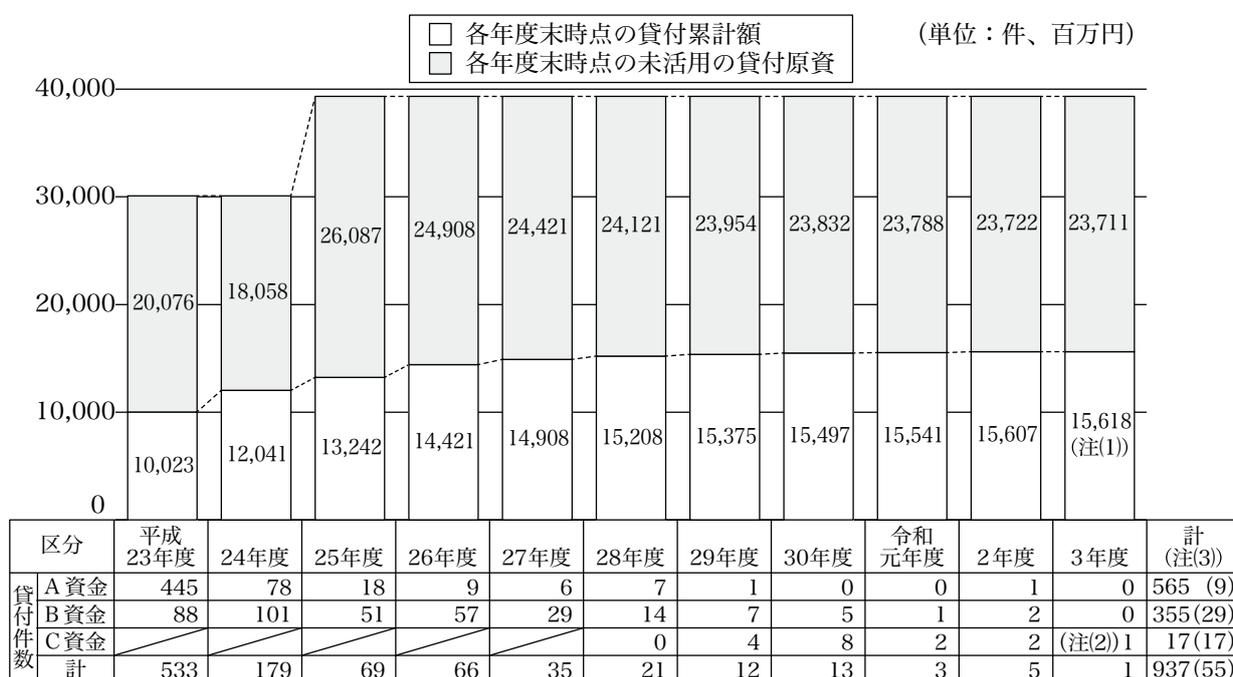
**検査の結果** 県貸付金704億3000万円に係る機構貸付金703億円を対象として検査した。

**(1) 貸付事業の貸付実績等**

平成23年度から令和3年度までの間の貸付事業の貸付実績についてみると、参考図1のとおり、新規の貸付件数は貸付事業が開始された平成23年度に比べて24年度以降は大きく減少しており、令和3年度末時点の貸付件数の計及び貸付累計額は、937件、156億1810万円(貸付原資に占める割合39.7%)と貸付原資の規模に比べて低調なものとなっていた。このため、貸付原資から貸付累計額を除いた237億1189万円(同60.2%)については、これまで一度も貸付に活用されないまま、センターにおいて保有され続けていた<sup>(注)</sup>。

<参考図1>

貸付事業の貸付実績



注(1) 令和3年度末におけるセンター貸付金の貸付累計額156億1810万円のうち、同時点で83億1278万円が移転中小企業者等からセンターに対して償還されており、同額のうち2年12月までに償還された70億8219万円が3年5月にセンターから福島県に対して繰上償還され、このうち70億6537万円が同月に機構に対して償還されている。

注(2) このほか、3年度末において貸付決定済みであり、4年度に貸付予定のものが1件(貸付決定額1000万円)ある。

注(3) 括弧書きの件数は、貸付実績のうち、平成28年度から令和3年度までの間の貸付件数の計である。

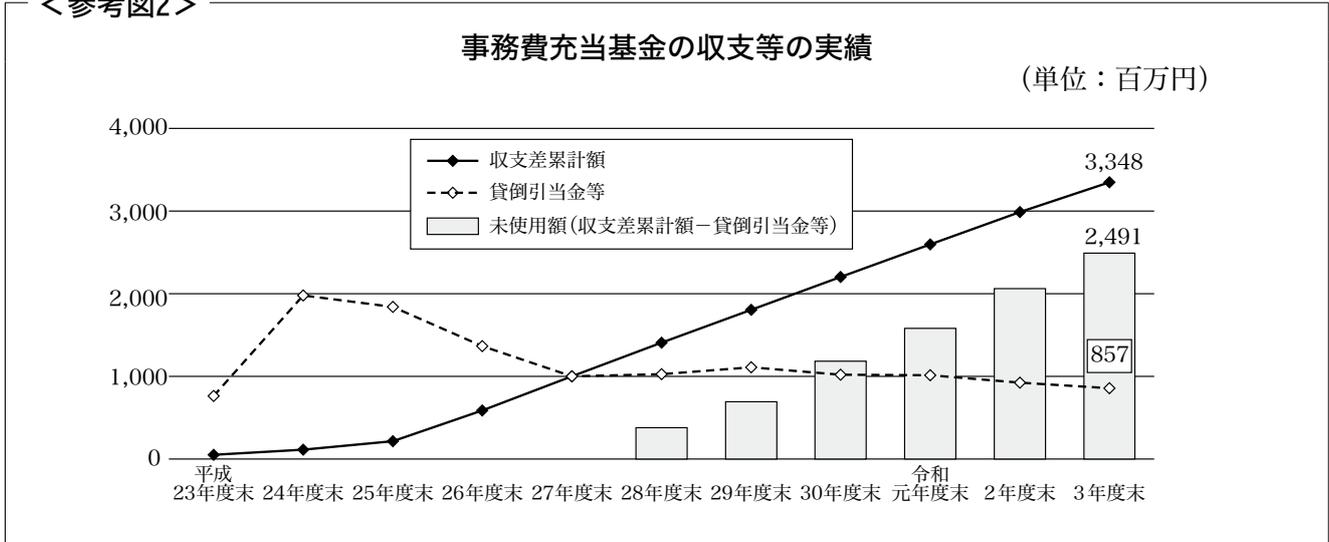
また、貸付実績は事業再開等補助金の交付実績に比べて低調なものとなっていて、貸付件数が事業再開等補助金の交付が開始された平成28年度以降大幅に減少していることも踏まえると、その資金需要の一部は、事業再開等補助金により賄われている可能性があると思料される。

**(2) 事務費充当基金の収支等の実績**

23年度から令和3年度までの各年度末における事務費充当基金の収支等の実績についてみると、毎年度、事務費の額は運用収入額等を大幅に下回っていた。また、貸倒引当金等の額も近年は横ばいの状況にあり、参考図2のとおり、3年度末時点の収支差累計額は33億4836万円、貸倒引当金等は8億5715万円となっていたため、未使用額は24億9120万円となっていた。

(注) 移転中小企業者等に貸し付けた資金がセンターに償還された場合、当該資金は新たな貸付けの原資として再度利用されるのではなく、福島県及び機構に償還されている。このため、貸付原資から貸付累計額を除いた額が、貸付けに活用されずにセンターにおいて保有し続けている額(貸付原資の残高)となる。

<参考図2>



**(3) 貸付金の規模の見直し**

準則等によれば、同県は、県貸付金の規模の適正化を図るために、貸付実施期間の終了日の属する年度末、その年度以降は5年度ごとの年度末に、貸付事業の実績を踏まえて県貸付金の規模を見直すことなどとされているが、貸付実施期間は毎年度延長されているため、結果としてこれまで準則に基づく県貸付金の規模の見直しは行われていなかった。一方、同県が毎年度末、機構に提出する貸付事業に係る将来の貸付需要の見込み等に関する資料(以下「検討資料」)における翌年度以降の貸付需要の見込みについてみると、表1のとおり、事業再開等補助金の交付が開始された平成28年度以降は特に大きく減少し、令和4年度以降の貸付件数の見込みは最大で109件と算出されていた。

**表1 検討資料における各年度末時点での翌年度以降の貸付需要の見込み等**

(単位：件、者)

区分	平成25年度末	26年度末	27年度末	28年度末	29年度末	30年度末	令和元年度末	2年度末	3年度末
翌年度以降の貸付件数の見込み	1,263	1,223	1,350	460	193	143	128	104	109
地元で事業再開している事業者の数(実績)	409	481	557	652	771	907	976	1,039	1,092

このように、貸付需要が減少したり事業再開等補助金の交付が開始されたりしており、同庁及び機構は、このような制度をめぐる環境の変化を検討資料等で把握できていたにもかかわらず、同県と協議するなどして環境の変化を踏まえた県貸付金の規模の見直しを行っていなかった。

**(4) 貸付事業及び管理事業における必要額の試算**

貸付事業について、本院が検討資料における4年度以降のセンター貸付金の貸付需要等に対する貸付額の見込みを試算したところ、表2のとおり、貸付額は最大で32億8000万円となると見込まれた。したがって前記の237億1189万円から貸付見込額を除いた204億3189万円については、今後も使用見込みのない状況となっていると認められる。

表2 今後のセンター貸付金の貸付需要等に対する貸付額の見込み等

(単位：千円)

令和3年度末時点で未活用の貸付原資	4年度以降の貸付需要	センター貸付金1件当たりの貸付限度額	4年度以降の貸付需要に対する貸付額の見込み <sup>(注)</sup>	3年度に貸付決定済みで4年度に貸付けが見込まれるもの	今後の貸付需要等に対する貸付額の見込み	3年度末時点の使用見込みのない額
(a)	(b)	(c)	(d=b×c)	(e)	(f=d+e)	(a-f)
23,711,893	109 件	30,000	3,270,000	10,000	3,280,000	20,431,893

(注) 4年度以降の貸付需要に対する貸付額の見込み(d)は、各貸付けが全て貸付限度額で行われた場合の最大額である。

管理事業について、本院が事務費充当基金の規模の決定に用いられた機構の平成22年度末の一般勘定の事業貸付金の貸付残高に対する貸倒引当金の割合17.4%を用いて今後必要な貸倒引当金等を保守的に試算したところ、表3のとおり、貸倒引当金等は19億1517万円となると見込まれた。また、運用収入の見込み等について試算したところ、令和4年度から19年度までの間に45億円以上の運用収入が得られると見込まれることなどから、必要な事務費は当該運用収入で賄うことが可能と見込まれた。したがって、前記の収支差累計額33億4836万円から上記の貸倒引当金等の見込み等を除いた13億8894万円については、今後も使用見込みのない状況となっていると認められる。

表3 今後必要な貸倒引当金等の見込み等

(単位：千円)

令和3年度末時点の収支差累計額	うち未使用額	3年度末時点の貸付残高	今後の貸付需要等に対する貸付額の見込み	bとcの計	左記に対する貸倒引当金	3年度末時点の既貸倒損失	今後必要な貸倒引当金等の見込み	当座の事務費相当額 <sup>(注)</sup>	3年度末時点の使用見込みのない額
3,348,364	2,491,209	7,216,548	3,280,000	10,496,548	1,826,399	88,771	1,915,171	44,250	1,388,942

(注) 令和4年度の運用収入が得られるまでの間、当座の事務費を支出するための額として、これまでに発生した事務費のうち最大額である4425万円をあらかじめ充てると仮定している。

以上のことから、未活用の貸付原資237億1189万円のうち204億3189万円、事務費充当基金に係る未使用額24億9120万円のうち13億8894万円、計218億2083万円の県貸付金に係る機構貸付金見合いの額217億8227万円は使用見込みのない額であると認められる。

このように、県貸付金の規模の見直しが行われておらず、国費を財源とした多額の資金が使用見込みのない状況となっている事態は適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。

**本院が要求する改善の処置** 同庁及び機構において、必要に応じて同県と協議を行うなどして、使用見込みのない機構貸付金の額の償還を受けて機構が実施する他の事業に活用することなどができるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

ア 県貸付金の規模の見直しを行い、使用見込みのない機構貸付金の額を算出して償還するよう、同県に対して求めること

イ 県貸付金の規模の今後の見直しについて、貸付実施期間の終了前にも同県における見直しが定期的に行われたり、貸付実績、事務費充当基金の収支等の実績や制度をめぐる環境の変化に応じて機構が同県に見直しを求めたりすることを準則に規定することにより、今後も適時に見直しが行われるようにすること

(検査報告426ページ)

(前掲74ページ「令和3年度決算検査報告の特色」参照)

## 9 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

### 処 置 済 高速道路に設置された自動軸重計の計測結果に基づく権限代行による指導取締りについて

#### <要点>

高速道路に設置された自動軸重計の計測結果に基づく権限代行による指導取締りに係る基準等を定めることにより、自動軸重計の計測結果が違反を繰り返す違反事業者に対する指導取締りに活用されるよう改善させたもの(背景金額305億2249万円)

#### 高速道路における自動軸重計の概要

##### (1) 機構における道路資産の保有等

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路会社<sup>(注1)</sup>が行う高速道路の新設、改築等に要する費用に充てるために負担した債務を引き受け、この債務に係る道路資産等を保有し、道路会社に貸し付けている。

##### (2) 道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針

道路を違法に通行する車両に対して行う取締りには、取締り実施者が現地で立ち会う現地取締りのほかに、走行中の車両の軸重(車両の重量がそれぞれの車軸に掛かる荷重)等を自動で計測する装置を利用した取締りがある。

そして、国土交通省は、平成26年5月に「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」(以下「適正化方針」)を公表している。適正化方針は、違法に通行する大型車両の取締りを徹底するために、軸重等を自動で計測する装置を増設することなどの同省としての方針を示しており、同省は機構及び道路会社にも適正化方針を踏まえた所要の措置を講ずることを求めている。

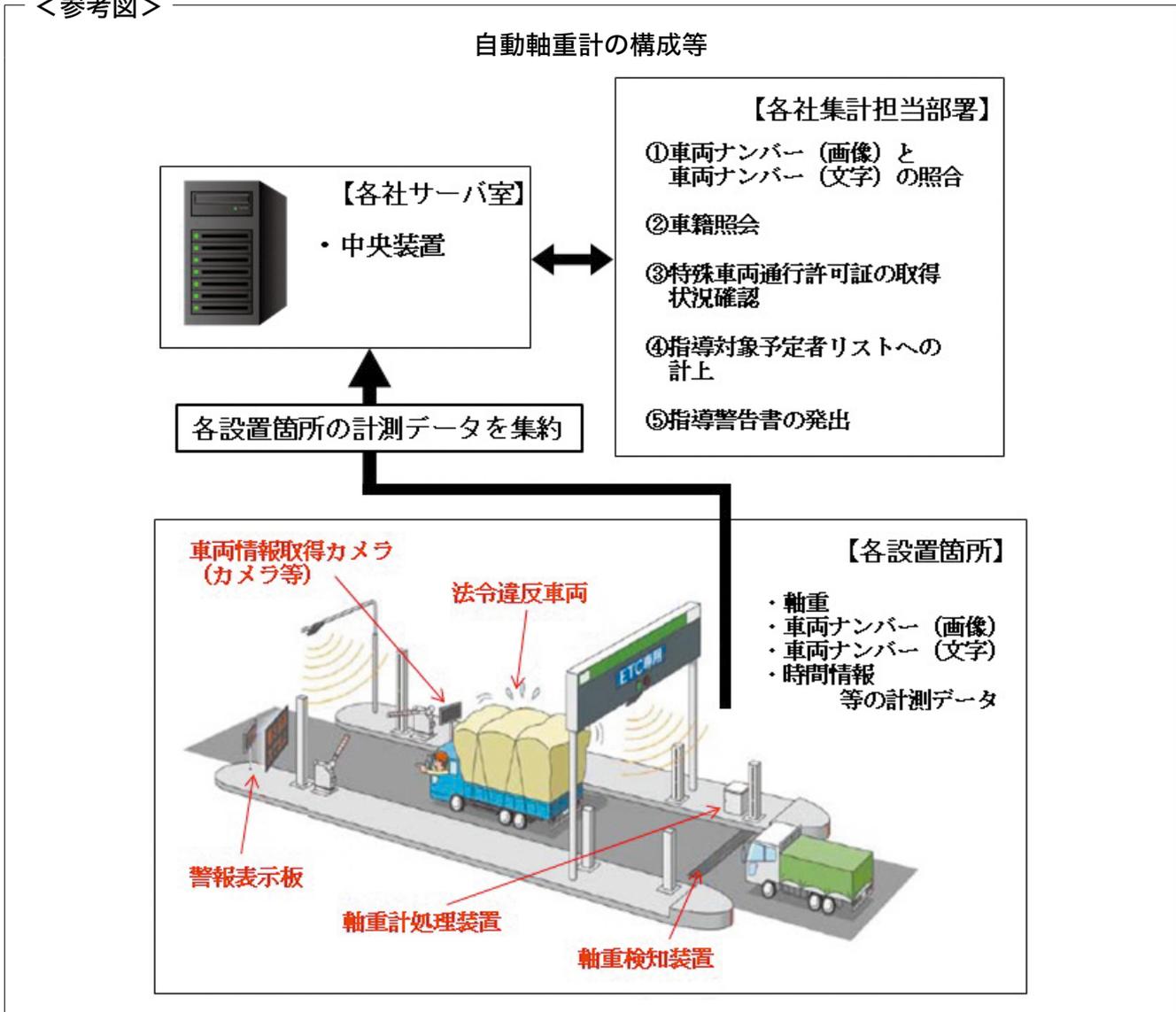
##### (3) 高速道路における自動軸重計の設置等

道路会社は、適正化方針を踏まえるなどして、大型車両の通行の適正化に資するよう高速道路において、軸重等を自動で計測する自動軸重計を設置している(参考図参照)。そして、機構は、道路会社から自動軸重計の引渡しを受けて道路資産として保有し、道路会社に貸し付けている<sup>(注2)</sup>。

(注1) 道路会社 東日本高速道路、中日本高速道路、西日本高速道路、本州四国連絡高速道路、首都高速道路、阪神高速道路各株式会社

(注2) 自動軸重計を構成する機器には、道路会社が自らの資産として保有しているものが一部含まれている。

<参考図>



高速道路における自動軸重計は、以下の車両等(これらの車両を「法令違反車両」、これらの車両をその業務に関し使用している法人又は個人を「違反事業者」)を特定等するために使用されるものである。

- ① 車両の軸重が車両制限令で定める最高限度を超えていて道路法第47条第2項の規定に違反して通行している車両
- ② 上記軸重の最高限度を超えている車両で、同法第47条の2第1項の規定に基づき道路管理者が特殊車両として通行の許可(以下「許可」)を行ったものであるが、許可に当たり付された条件に違反して通行している車両

そして、道路会社は、自動軸重計の計測結果に基づき、上記の法令等に違反して通行した回数が一定回数以上に達した違反事業者に対して、指導警告書を発出するなどの指導等(以下「道路会社による指導等」)を行っている。

(4) 機構が権限代行として実施する指導取締り

機構は、道路整備特別措置法に基づき、高速道路の道路管理者(国土交通大臣又は地方公共団体)の権限を代行することとなっており、法令違反車両を通行させている者に対し、当該車両の通行の中止、総重量の軽減等の措置を命ずるなどの行政処分を行う権限等について代行(この権限の代行

を「権限代行」している。

そして、機構は、現地取締りの結果に基づき、権限代行としての行政処分等を行うに当たって、「高速道路の通行の禁止又は制限について」(以下「通知」)を道路会社に対して発出している。機構は、通知において、道路会社と連携して行う①総重量の軽減等の措置を命ずる措置命令、②許可の取消し(①及び②は行政処分に該当)、③是正指導、④是正指導内容等の公表、⑤告発等を実施する(機構が権限代行として実施する行政処分等を「権限代行による指導取締り」)こととし、これに係る基準や機構及び道路会社が連携して行う事務の手続を示すなどしている。

一方、自動軸重計の計測結果に基づく指導取締りについては、基準等は定めていない。

**検査の結果** 機構及び道路会社において、令和3年度末に設置されている自動軸重計計882基(機構資産に係る取得費241億8901万円、道路会社資産に係る取得費63億3347万円、取得費計305億2249万円)を対象として検査した。

自動軸重計の計測結果に基づく2、3両年度の法令違反車両数は計27,834台(2年度8,398台、3年度19,436台)、違反事業者数は計延べ7,006事業者(2年度2,140事業者、3年度4,866事業者)となっていた。

道路会社は、自動軸重計の計測結果を活用し、違反回数が一定回数以上に達した違反事業者に対して、指導警告書を発出しており、その件数は計7,110件(2年度2,179件、3年度4,931件)、事業者数は計延べ2,431事業者(2年度737事業者、3年度1,694事業者)となっていた。また、道路会社は、違反事業者に対して、講習会を開催して、違反を繰り返すことのないよう指導したり、高速道路における大口・多頻度利用者を対象とした割引の停止措置等を実施したりしていた。

そして、上記の2,431事業者から2、3両年度の重複分を差し引いた2,115事業者についてみると、2年4月から4年3月までの2年間で指導警告書が2回以上発出されている違反事業者は914事業者(2,115事業者の約43%)、このうち、10回以上発出されている違反事業者は128事業者(同約6%)となっていて、中には162回発出されている違反事業者も見受けられた。

しかし、上記のとおり違反を繰り返す違反事業者が多数見受けられるのに、機構は自動軸重計の計測結果を権限代行による指導取締りに活用していない状況となっていた。

これについて、機構は、平成25年1月に、国土交通省から、同省においては25年以降軸重等を自動で計測する装置の計測結果を行政処分を含む指導取締りに活用していることの参考通知を受けていたにもかかわらず、自動軸重計は、計量法上の証明を行うための計量に使用できないものであるとして、その計測結果を行政処分を含む権限代行による指導取締りには活用できないと認識していた。このため、前記のとおり、自動軸重計の計測結果に基づく権限代行による指導取締りを行うための基準等は定めていなかった。

しかし、本院が計量法を所管する経済産業省に確認したところ、自動軸重計は計量法上の証明を行うための計量に使用できるとのことであり、自動軸重計の計測結果は、権限代行による指導取締りに活用できるものであった。

このように、違反を繰り返す違反事業者が多数見受けられる状況の中で、違反事業者に対する指導取締りの強化等に活用するために設置された自動軸重計計882基(取得費計305億2249万円)について、その計測結果は、道路会社による指導等だけでなく、機構が実施する権限代行による指導取締りに活用できるのに、道路会社による指導等にしか活用していなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

**機構が講じた改善の処置** 機構は、令和4年8月に通知を改正し、違反を繰り返す違反事業者に対する権限代行による指導取締りにおいて、自動軸重計の計測結果に基づき、警告、是正指導、是正指導

内容等の公表、許可の取消し、告発等を行うこととし、これに係る基準や道路会社と連携して行う事務の手続を道路会社に対して示し、5年4月からこれを適用することとするなどの処置を講じた。

(検査報告436ページ)

## 10 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

### 不 当 職員の不正行為

#### <要点>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の職員が、消耗品を領得したものが1件、176万円あった。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所において、高速炉サイクル研究開発センター燃料材料開発部材料試験課の職員が、施設の維持管理に係る物品の供用等の事務に従事中、令和3年2月から10月までの間に、資材置場に保管中の消耗品のうち融着テープ等計241点(購入価格相当額176万円)を領得したものであり、不当と認められる。

なお、この損害額については、4年3月に、同人から領得した消耗品の同等品が現物で返還されるなどしたことから、全額が補填されている。(検査報告440ページ)

### 処 置 済 プログラム作成等契約に係る積算価格における労務費の算出について

#### <要点>

プログラム作成等契約に係る積算価格における労務費の算出に当たり、その業務内容に応じて刊行物単価を参考見積書の労務費単価との比較対象として選定することなどについて積算基準において明確に示すことにより、労務費を適切に算出するよう改善させたもの(指摘金額1300万円)

### 機構の積算基準等の概要

#### (1) 機構の積算基準の概要

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構は、民間事業者等と物品の購入、製作及び役務を内容とする契約(以下「役務等契約」)を毎年度多数締結している。

そして、機構は、予定価格を適正、合理的かつ効率的に設定できるようにするために、積算方法等を規定した基準(以下「積算基準」)を定めており、予定価格は、積算基準の手順に基づき設定することとなっている。

積算基準によれば、予定価格の設定に当たっては、積算価格を作成しなければならないこととされている。そして、積算価格は、仕様書、設計書等に基づき、①刊行物資料、②他機関への納入実績、③定価、④機構における契約実績、⑤参考見積書、⑥その他の各事項について調査の上、適正と認められる数値を適用して作成することとされている。機構は、実際の積算価格を作成するに当たっては、業務内容に応じて、上記の①から⑥までのうち、適切と認められる価格を複数選定した上でそれらを比較し、最も安価なものを適用することとしている。

また、積算基準によれば、役務等契約のうち、コンピュータプログラムの作成・改良や、コンピュータプログラムを用いた解析等を業務内容とする契約(以下「プログラム作成等契約」)に係る積

算価格の作成に当たり、労務費については、民間事業者等から参考見積書と併せて徴取するなどした所要人日数に機構が別に定める職種等別の労務費単価を乗ずることにより算出するなどとされている。そして、機構は、プログラム作成等契約の労務費の算出に用いる職種等別に機構が設定した労務費単価(以下「機構単価」)は、上記の「⑥その他」に該当するとしている。

## (2) 職種等別の労務費単価の概要

機構は、機構の実施する原子力に関する業務が高度の専門性、特殊性等が求められる汎用性の低いものであり、これを請け負う民間事業者等が限定される場合も多いことから、定期的に外部機関に委託して、過去に機構との間で契約実績のある民間事業者等に対し労務費単価等の調査を行っている。そして、機構は、その調査結果を基に、機構が締結する契約の種類ごとに職種等別の労務費単価等を設定している。このうち、機構単価は、プロジェクトマネージャー等の四つの職種に区分されて設定されている。

また、前記の刊行物資料では、機構単価の設定と同様に、プロジェクトマネージャー等の四つの職種に区分された労務費単価が、民間事業者等の企業規模別(従業員数500人未満、同500人以上1,000人未満、同1,000人以上の3区分)に計12区分設定されている(刊行物資料に設定されている労務費単価を「刊行物単価」)。そして、業務内容が同様の場合には、機構において、プログラム作成等契約に係る積算価格における労務費の算出に当たり、刊行物単価を比較対象として選定することが可能な状況となっている。なお、刊行物単価は、民間事業者等の企業規模が大きくなるに伴って労務費単価も高くなる傾向となっていて、企業規模別に設定されているが、機構単価は、企業規模に応じて業務内容の難易度が定まるものではなく、原子力等の専門分野を得意とする小規模企業であっても労務費単価の高い技術者を要して品質の高い業務を行うことが想定されることから、企業規模によらずに設定されている。

**検査の結果** 機構が令和2、3両年度に締結したプログラム作成等契約計532件(契約金額計26億4458万円)のうち、契約金額が500万円以上のプログラム作成等契約計153件(契約金額計18億5658万円)を対象として、機構本部・東海地区及び2地区<sup>(注)</sup>において、会計実地検査を行った。

機構単価における4職種の作業内容は、刊行物単価における4職種の作業内容と同様のものとなっているが、2、3両年度に適用対象となる両単価を職種ごとに比較したところ、刊行物単価における3職種の従業員数1,000人以上の区分を除く計9区分において、機構単価が刊行物単価よりも高価となっており、従業員数1,000人未満の区分の全職種について刊行物単価は機構単価よりも安価となっていた。このことについて、機構は、前記のとおり、機構単価は、高度の専門性、特殊性等が求められる汎用性の低い機構の業務を請け負っている民間事業者等を対象に実施した価格調査を基に設定されたものであるためとしている。

そして、機構は、プログラム作成等契約の労務費の算出に当たって適用する労務費単価については、上記と同様の理由から、刊行物単価を比較対象として選定することなく、機構単価と民間事業者等から徴した参考見積書の労務費単価とを比較して、安価な方を適用していた。

しかし、検査対象とした153件のプログラム作成等契約の中には、汎用性の高い業務内容と考えられる契約が含まれていた。

すなわち、153件のプログラム作成等契約に係る仕様書により、その業務内容を確認したところ、このうち12件のプログラム作成等契約の業務内容は、導入事例が多数ある一般的なプラットフォーム

(注) 2地区 大洗、敦賀両地区

を前提としたシステム開発等、市販のソフトウェアによる機能追加等などとなっており、労務費の算出に当たって、高い安全性及び品質並びに原子力固有の設備等に関する知識が求められるなどの原子力の研究等に関するシステム開発等の特殊性等を考慮する必要がない汎用性の高い業務におけるシステム開発等に係る作業で構成されていた。汎用性の高い業務は、機構が想定している企業規模によらず労務費単価の高い技術者を要して品質の高い業務の実施を求められるものではないことから、12件のプログラム作成等契約の労務費の算出に当たっては、汎用性の低い機構の業務の実施を前提として設定された機構単価を比較対象として選定することは適切ではないと認められた。

そして、前記のとおり、刊行物単価は、企業規模の区分等によって労務費単価が決定されていることから、上記12件のプログラム作成等契約の相手方の企業規模をみたところ、従業員数が1,000人未満の民間事業者等が受注しているものは10件(83.3%)となっていて、この企業規模の刊行物単価は機構単価より安価となっていた。

したがって、上記12件のプログラム作成等契約の労務費の算出に当たっては、機構単価ではなく刊行物単価を比較対象として選定し、参考見積書の労務費単価と比較して安価な方を適用すべきであると認められた。

このように、機構において、プログラム作成等契約の労務費の算出に当たり、原子力の研究等に関するシステム開発等の特殊性等を考慮する必要のないものである場合において刊行物単価を参考見積書の労務費単価との比較対象として選定していなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

**低減できた積算額** 前記12件のプログラム作成等契約に係る労務費の積算額計1億8836万円について、機構単価を刊行物単価に置き換えるなどして修正計算すると、刊行物単価が機構単価よりも高価となっている2件のプログラム作成等契約における労務費の積算額の増加分を考慮しても、計1億7526万円となり、機構が算出していた労務費の積算額を約1300万円低減できたと認められた。

**機構が講じた改善の処置** 機構は、4年9月に、積算基準を改正して、同年10月以降に積算を行うプログラム作成等契約の労務費の算出に当たっては、その業務内容が原子力の研究等に関するシステム開発等の特殊性等を考慮する必要のないものである場合には刊行物単価を比較対象として選定することなどについて積算基準において明確に示すことにより、労務費を適切に算出するよう処置を講じた。(検査報告440ページ)

## ① 11 独立行政法人住宅金融支援機構

**処置要求③4** **意見表示③6** 証券化支援事業における住宅ローン債権に係る融資対象住宅の融資後の状況の把握等について

### ＜要点＞

証券化支援事業における住宅ローン債権について、融資対象住宅に自ら居住していないなど要件に適合していない事態に対して必要な措置を講ずるよう適宜の処置を要求し、及び同債権について融資対象住宅の融資後の状況の把握等を適時適切に実施する体制を整備したり、セカンドハウスについてその特質を踏まえて借受者が自ら居住していることを確認、調査するための方策を講じたり、借受者に対する融資後状況調査の実効性を確保するために機構の調査に応じない場合の対応等を規程等に定めたりするよう意見を表示したもの(指摘金額18億9089万円)

## 証券化支援事業の概要等

### (1) 証券化支援事業の概要

独立行政法人住宅金融支援機構は、民間の金融機関においてフラット35等の商品名で販売されている長期固定金利の住宅ローン(以下「フラット35」)の債権を買い取るなどの証券化支援事業を実施しており、機構が証券化支援事業により買い取った債権は、令和2年度末現在で計808,158件、残高計18兆0063億5841万円(2年度末の残高を「残高」となっている)。

#### ア 機構が買い取る債権の要件及びフラット35における借入金の用途等

機構は、業務方法書等において、金融機関から買い取る債権(以下「買取債権」)は、自ら居住する住宅を取得する者に対する貸付けに係るものであることなどの要件に適合するものでなければならないなどとしている。

一方、金融機関は、債務者との間で金銭消費貸借契約証書(以下「証書」)を作成し、「借入金の用途」を「債務者が自ら居住するための住宅(主としてその居住の用に供する住宅)の取得資金」、「債務者が自ら居住するための住宅(主としてその居住の用に供する住宅以外の住宅)の取得資金」等の中から選択した上で債務者が融資を受けて取得する住宅(以下「融資対象住宅」)の所在地を表示している(融資対象住宅のうち、主としてその居住の用に供する住宅を「拠点住宅」、主としてその居住の用に供する住宅以外の住宅を「セカンドハウス」)。

また、証書には、債務者が①借入金を「借入金の用途」以外の用途に使用したとき、②貸主<sup>(注)</sup>に届け出ないで融資対象住宅に自ら居住しなかったとき、③貸主の承諾を得ないで融資対象住宅を住宅以外の用途に使用したとき、に該当して、機構が債務者に書面により返済請求(繰上償還請求)を発したときは、債務者は債務の全部又は一部につき期限の利益を失い、直ちにその債務を返済する旨が規定されている。

#### イ フラット35に係る融資後の手続等

証書等において、フラット35の融資を受けている者(以下「借受者」)は、次のような融資後の手続を行わなければならないこと、また、機構が融資対象住宅について使用状況を調査し、又は必要な書類の提出等を求めたときには、借受者はいつでもその要求に応ずることが定められている。

- ① 融資対象住宅が拠点住宅の場合、融資後速やかに、借受者が拠点住宅の所在地に住民登録をしていることを証明する住民票の写しなどを機構に提出すること
- ② 借受者が融資対象住宅に居住できなくなる場合は、変更前後の住所、転居理由等を記載した変更届を機構に提出すること
- ③ 融資対象住宅の全部又は一部を店舗、事務所等として使用(以下「用途変更」)する場合、原状・用途変更承認申請書(以下「用途変更申請書」)を機構に提出して承諾を得ること

そして、機構は、変更届又は用途変更申請書の提出を受けることにより、状況を把握し、繰上償還の請求を行うなどの必要な措置を講ずることとしている。

#### ウ 融資対象住宅の融資後の状況の把握

機構は、買取債権以外の機構が貸し付けた資金に係る債権については、「独立行政法人住宅金融支援機構融資債権等管理回収業務取扱規程」等において、融資した住宅について、融資要件違反の事実を把握し、速やかに是正することを目的として、機構及び金融機関が、自ら居住せず第三

(注) 貸主 証書において、機構への債権譲渡前においては金融機関、機構への債権譲渡後においては機構が貸主であるとなっている。

者に居住用として賃貸している事態(以下「第三者賃貸」)や用途変更等の有無等についての実態調査(以下「融資後状況調査」)を行うことを規定している。しかし、買取債権については、「独立行政法人住宅金融支援機構買取債権管理回収業務取扱規程」等において、融資後状況調査を行うことを規定していない。

## (2) 機構が元年に公表した不適正な事態及びこれを踏まえた機構の対応

機構は、特定の住宅販売事業者及び不動産仲介事業者が関与したフラット35の融資対象住宅計162件について実態解明のための調査を実施し、投資用物件を自己居住用と偽ってフラット35を利用するなどの不適正な事態が判明したことを同年8月及び12月に公表している。

そして、上記の経緯等を踏まえて、機構は、金融機関に対して、融資時の審査の強化を目的とした説明会等を行うなど再発防止策を講じるとともに、他の融資対象住宅についても同様の不適正な事態がないかを確認するため、上記の調査で得られた不適正な事態の特徴等を踏まえて、証書上の融資対象住宅の所在地宛てに文書を送付するなどして融資対象住宅に居住していることを確認する調査(以下「居住実態調査」)に元年5月から着手している。

**検査の結果** 平成29、30両年度に融資が実行されたフラット35に係る買取債権であって、中古マンションに係るもののうち計7,100件(拠点住宅計6,338件、セカンドハウス計762件)、残高計1996億6641万円を抽出し、令和2年度末時点で、不動産情報等から借受者が自ら居住していないこと又は所在地が店舗、事務所等の住所とされていて用途変更していることが疑われる計161件(拠点住宅計106件、セカンドハウス計55件)について、検査したところ、上記161件のうち、計56件、残高計18億9089万円(拠点住宅計22件、残高計8億8512万円、セカンドハウス計34件、残高計10億0576万円)について、次のような事態が見受けられた。

### (1) 借受者が自ら居住するという要件に買取債権が適合していない事態

#### ア 借受者が融資対象住宅を第三者賃貸していた事態

借受者が自ら居住するとしていた融資対象住宅を機構に変更届を提出することなく第三者賃貸するなどしていた事態が計45件、残高計15億1735万円(拠点住宅計15件、残高計6億2816万円、セカンドハウス計30件、残高計8億8919万円)見受けられた。これらの中には、借受者が融資当初から自ら居住せず、融資対象住宅を第三者賃貸していて、借入金を証書において定めた「借入金の使途」以外の使途に使用しているものが計4件、残高計1億2990万円(拠点住宅計2件、残高計7829万円、セカンドハウス計2件、残高計5161万円)ある。

#### イ 借受者が融資対象住宅を用途変更していた事態

借受者が自ら居住するとしていた融資対象住宅を機構に用途変更申請書を提出して承諾を得ることなく用途変更していた事態が計11件、残高計3億7353万円(拠点住宅計7件、残高計2億5695万円、セカンドハウス計4件、残高計1億1657万円)見受けられた。これらの中には、借受者が融資対象住宅を当初から住宅ではなく事業所として使用していて、借入金を証書において定めた「借入金の使途」以外の使途に使用しているものがセカンドハウス1件、残高2363万円ある。

### (2) 機構における融資対象住宅の融資後の状況の把握等

#### ア 融資後の状況の把握等の実施状況

機構は、買取債権について、融資後状況調査を行うことを規定していないため、融資後状況調査を実施していなかった。

また、機構が不適正な事態を受けて元年5月に着手した居住実態調査においても、用途変更している事態がないかなどについての調査は実施していなかった。

さらに、(1)の56件のうち計25件、残高計9億1971万円(拠点住宅計13件、残高計5億6454万円、セカンドハウス計12件、残高計3億5516万円)について、機構は、3年5月に借受者に対して、融資対象住宅の使用状況を確認するための質問書を送付し、現地に赴くなどして状況を確認しているものの、借受者が当該調査に応じていない状況となっていたが、機構は、借受者が調査等に応じない場合にどのように対応するかについて規程等に定めておらず、借受者に対しても、借受者が正当な理由なく調査に応じない場合に機構が執る措置について明確に示していなかった。このため、機構は、第三者賃貸や用途変更の事実について借受者に確認したり、買取債権が要件に適合していない状況を把握しても繰上償還の請求等の必要な措置を直ちに講じたりすることが難しい状況になっていた。

#### イ セカンドハウスの特質を踏まえた居住の確認等

機構は、セカンドハウスについて、借受者が主として自ら居住する住宅ではないため拠点住宅と同様の調査ができないと判断して居住実態調査の対象としていないなどして、融資後の状況を十分に把握するために、その特質を踏まえた必要な方策を講じていなかった。

このように、(1)のような事態が見受けられたのは、機構において、融資対象住宅の融資後の状況を十分に把握することができていない状況となっていることが一因であると認められる。

以上のように、フラット35に関して、借受者が融資対象住宅を第三者賃貸していたり、用途変更していたりするなどして買取債権が要件に適合していない事態は適切ではなく、是正を図る要があると認められる。また、買取債権について、融資後状況調査を行うことを規定していなかったり、借受者が機構の調査に応じない場合にどのように対応するかなどについて規程等に定めていなかったりして、機構が融資対象住宅の融資後の状況を十分に把握し、対応することができていない事態、さらに、セカンドハウスの特質を踏まえた融資後の状況を十分に把握するための方策を講じていない事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

**本院が要求する是正の処置及び表示する意見** 機構において、買取債権が要件に適合していない事態について、借受者に対して要件に適合するよう必要な対応を執らせて、借受者が必要な対応を執ることができない場合には全額繰上償還の請求等の必要な措置を講ずるよう是正の処置を要求するとともに、融資対象住宅の融資後の状況の把握等が適切に実施され、買取債権が継続して要件に適合したものとなるよう、次のとおり意見を表示する。

ア 買取債権についても融資後状況調査を行うことを規定し、融資対象住宅の融資後の状況の把握等を適時適切に実施する体制を整備すること、また、セカンドハウスについては、その特質を踏まえて借受者が自ら居住していることを確認、調査するための方策を講ずること

イ 借受者に対する融資後状況調査の実効性を確保するために、機構の調査に応じない場合の対応等を検討し、これを規程等に定めること

(検査報告444ページ)

## 12 国立大学法人東北大学

**不 当** 国立大学法人等業務実施コスト計算書の作成に当たり、国からの運営費交付金を財源として取得した固定資産に係る減損額を損益外減損損失相当額に計上していなかったため、財務諸表の表示が不適正

### <要点>

国立大学法人等業務実施コスト計算書の作成に当たり、国からの運営費交付金を財源として取得した固定資産に係る減損額を損益外減損損失相当額に計上していなかったため、損益外減損損失相当額が1272万円過小に表示されていて、東北大学の2事業年度の財務諸表が適正に表示されておらず、不当と認められる。

**財務諸表の作成等の概要** 国立大学法人等は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書(以下「業務実施コスト計算書」)等(以下「財務諸表」)を作成することとなっていて、その会計を処理するに当たっては、国立大学法人会計基準(以下「会計基準」)等に従うこととされている。

国立大学法人等が保有する固定資産の減損処理については固定資産の減損に係る国立大学法人会計基準(以下「減損会計基準」)等が適用され、固定資産の減損を認識した場合は、当該固定資産の帳簿価額を固定資産の時価から処分費用見込額を控除して算定される額等まで減額する会計処理を行わなければならないこととされていて、減損を認識した固定資産が貸借対照表の資産見返負債<sup>(注)</sup>を計上している固定資産である場合には、資産見返負債を減額する会計処理を行うこととされている。

また、会計基準等によれば、業務実施コスト計算書の作成目的は、教育・研究や固定資産の取得等に係るコストのうち、税金等を原資とする国からの運営費交付金等を財源とする最終的に国民の負担に帰せられるコスト(以下「国民負担コスト」)を損益外のものも含めて一元的に集約して表示することとされていて、業務実施コスト計算書には、コストの発生原因ごとに、業務費用、損益外減損損失相当額等に区分して表示しなければならないとされているが、損益外減損損失相当額については、従来、業務実施コスト計算書に計上すべきコストの範囲が明確に示されていなかった。

そして、本院は、令和元年度の検査において、国立大学法人東北大学を含む国立大学法人の業務実施コスト計算書の損益外減損損失相当額に、国からの運営費交付金等を財源として取得し資産見返負債を計上している固定資産(以下「交付金財源資産」)に係る減損額が計上されていなかったなどの事態を指摘した。これを受けて、文部科学省において、各国立大学法人等に対して、「国立大学法人等業務実施コスト計算書に計上する減損額について」(以下「事務連絡」)を発し、交付金財源資産について中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず減損が生じた場合には、当該減損額を業務実施コスト計算書の損益外減損損失相当額に計上することとするなど業務実施コスト計算書に計上すべき減損額の範囲を明確に示し、周知する処置が講じられたことから、平成30年度決算検査報告に本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項として掲記した。その後、同省では、令和2年4月及び3年4月に、各国立大学法人等に対して文書による注意喚起を行うなど、再発防止に取り組んでい

(注) 資産見返負債 国立大学法人等が固定資産を取得した際、取得した固定資産が運営費交付金、補助金等により支出された場合で、当該固定資産が償却資産等であるときに、その金額を運営費交付金債務等から貸借対照表の資産見返運営費交付金等として振り替えた負債

る。

**検査の結果** 東北大学は、2事業年度に、資産見返負債を計上している固定資産であって中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず減損が生じた19件の固定資産について、貸借対照表の資産見返負債から減損額計1726万円を減額する会計処理を行ったが、業務実施コスト計算書の損益外減損損失相当額に、上記の会計処理を行った固定資産19件に係る減損額計1726万円のうち、国又は地方公共団体等からの補助金等を財源として取得し資産見返負債に計上していた固定資産5件に係る減損額計454万円のみを計上していて、交付金財源資産全14件に係る減損額計1272万円を計上していなかった。

しかし、中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額のうち、交付金財源資産に係る減損額も国民負担コストに該当するため、減損会計基準、事務連絡等に基づいて、交付金財源資産に係る減損額を業務実施コスト計算書の損益外減損損失相当額に計上すべきだった。

このため、2事業年度の業務実施コスト計算書の損益外減損損失相当額が1272万円過小に表示されていて、東北大学の2事業年度の財務諸表が適正に表示されておらず、不当と認められる。

(検査報告450ページ)

## ◎ 13 国立大学法人東京農工大学、14 国立大学法人信州大学

### 処 置 済 随意契約における見積書の入手方法等について

#### <要点>

随意契約により契約の相手方を決定するに当たり、会計規則等において2者以上から見積書を徴するなどとされていることの趣旨、見積書を発行した業者それぞれから直接見積書を徴するなどして競争性及び経済性を確保することの重要性等を周知徹底するとともに、見積書の入手方法を明らかにした上で契約の相手方を決定する仕組みを導入するなどして、契約手続を適正に行うよう改善させたもの(指摘金額：国立大学法人東京農工大学5億3733万円、国立大学法人信州大学2658万円)

**契約手続の概要** 国立大学法人東京農工大学(以下「農工大」)及び国立大学法人信州大学(以下「信州大」)の契約等の調達に係る事務については、国立大学法人東京農工大会計規則、国立大学法人信州大会計規則等に定めるところにより、売買、賃借、請負等の契約を締結する場合には、公告して申込みをさせることにより一般競争入札によらなければならないとされている。ただし、①契約の性質又は目的が競争を許さない場合、②緊急の必要により競争に付することができない場合、③予定価格が500万円を超えない場合等は、随意契約によることができるとされている。そして、随意契約による場合は、契約の相手方となるべき者が他にいないときなどを除き、競争性を確保するため、なるべく2者以上から見積書を徴して、最も有利な価格の見積書の提出者を契約の相手方とすることになっている。

また、随意契約により契約の相手方を決定するに当たっては、契約担当職員は、見積書等の関係書類を添付して、契約担当役等まで決裁手続を行うことになっている。

**検査の結果** 本院は、両法人において令和2、3両年度に予定価格が500万円を超えない契約であるとして随意契約により締結された売買、賃借、請負等の契約、農工大576件(契約金額計27億4644万円)、信州大180件(同計7億4640万円)、計756件(同計34億9285万円)を対象として検査した。

農工大の全2キャンパス、信州大の全5キャンパスにおける各契約担当役等(農工大3名、信州大6名)は、公用車等の売買契約、空調施設更新等の工事契約、人材派遣等の役務契約等のうちの一部の契約において、2者以上から徴した見積書を比較するなどして、その中から最も低い価格を提示した者を最も有利な価格の見積書の提出者であるとして契約の相手方と決定し、農工大141件(契約金額計5億3733万円)、信州大12件(同計2658万円)、計153件(同計5億6391万円)の契約をそれぞれ締結したとされていた。

しかし、上記153件の契約のうち農工大140件(契約金額計5億3295万円)、信州大12件(同計2658万円)、計152件(同計5億5953万円)の契約において、2者以上から徴したとしていた見積書は、契約担当職員等が契約の相手方として想定する特定の取引業者(以下「特定の取引業者」)に依頼して他者から見積書を特定の取引業者から入手したり、他者から見積書を特定の取引業者が自主的に提出したとしてそのまま受領したりしていたものであった。そして、これらの見積書は、特定の取引業者と同じ系列の業者、関連のある業者等の見積書であった。

このようなものであるにもかかわらず、契約担当職員等は、従前からの慣行であるなどとして、これらの見積書を発行した業者から直接徴したこととして契約の決裁文書に添付するなどして決裁手続を行い、契約担当役等は、これらの見積書の入手方法等を確認することなく、当該見積書等を基に、特定の取引業者が最も有利な価格の見積書の提出者であると判断して契約の相手方に決定していた。

このような契約手続は、特定の取引業者が自らの見積価格を上回る見積価格とした他者から見積書を入手して提示したり、特定の取引業者が他者から見積価格を知った上で自らが提示する価格を設定したりすることを可能とするものであって、競争性や経済性が確保されていないものである。

#### ＜事例＞

農工大の契約担当職員は、会議室に設置するテーブル、椅子等の備品を購入するために、A社及びB社の2者から見積書を徴したところ、A社から最も低い価格(266万円)の提示を受けたとして、3年8月7日に2者から見積書等の関係書類を添付して決裁手続を行い、契約担当役等は、これらの見積書等の関係書類を基に、契約の相手方をA社に決定していた。

しかし、上記2者から見積書を確認するなどしたところ、実際には、上記の備品を管理する部署の職員がA社に依頼してA社及びB社(A社の代表取締役が取締役となっている法人)の見積書を入手したものであった。そして、上記の契約担当職員は、これらの見積書を用いて決裁手続を行い、上記の契約担当役等は、見積書の入手方法等を確認することなく、これらの見積書等の関係書類を基に、契約の相手方をA社に決定していた。

また、前記153件の契約のうち農工大の1件の契約(契約金額438万円)は、3者から見積書を徴した上で、最も低い価格を提示した者を契約の相手方に決定したとされていた。しかし、実際は、契約時には1者からしか見積書を徴しておらず、これにより競争性や経済性を確保することなく契約の相手方を決定していた。そして、農工大の契約担当職員及び契約担当役等は、契約の履行が完了した後に、契約の相手方の決定以降に生じた契約内容の変更を反映した見積書を当該契約の相手方から再度徴するとともに、当該契約の相手方と同じ系列の業者である他の2者から見積書を当該契約の相手方を通じて受領した上で、これらを用いて、契約時に3者からの見積書に基づき契約の相手方を決定したかのように偽って関係書類を作成するなどしていた。

以上のように、随意契約により契約の相手方を決定するに当たり、両法人において、会計規則等の趣旨に反して、見積書を発行した業者から直接徴していないのに徴したこととしていたり、決裁時に見積書の入手方法等を適切に確認していなかったりして、競争性及び経済性が確保されていない事態、農工大において、競争性や経済性を確保することなく契約の相手方を決定し、契約の履行後

に、契約の相手方及び他者の見積書を当該契約の相手方を通じて受領して、これらを用いて契約の前に決裁が行われたかのように偽って関係書類を作成するなどしていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

**農工大及び信州大が講じた改善の処置** 両法人は、契約手続が適正に行われるよう、次のような処置を講じた。

ア 両法人は、4年4月から9月までの間に、職員に対して通知を発して、随意契約により契約の相手方を決定するに当たり、会計規則等において2者以上から見積書を徴するなどされていることの趣旨、見積書を発行した業者それぞれから直接見積書を徴するなどして競争性及び経済性を確保することの重要性等を周知徹底した。

イ 両法人は、4年8月以降、見積書の入手方法等を明らかにした上で決裁手続を行い、これに基づき契約担当役等が契約の相手方を決定する仕組みを導入するなどした。

ウ 農工大は、4年4月から8月までの間に、会計規則等の規定を遵守し、事実在即して適正に手続を行うよう周知徹底した。  
(検査報告453ページ)

## ◎ 15 国立大学法人神戸大学

**不 当** 電源設備の更新等を行う工事の実施に当たり、設計が適切でなかったため、地震時における機能の維持が確保されていない状態となっていて、工事の目的不達成

### <要点>

電源設備の更新等を行う工事の実施に当たり、アンカーボルトの設計が適切でなかったため、地震時における機能の維持が確保されていない状態となっていて、工事の目的を達しておらず、工事費相当額406万円が不当と認められる。

**工事の概要** 国立大学法人神戸大学は、医学部附属病院等に設置されている直流電源設備の更新等を行うために、平成30年度に、神戸大学(楠)基幹・環境整備(直流電源設備更新等)工事を、西日本電気システム株式会社に工事費5724万円で請け負わせて実施している。

本件工事は、医学部附属病院等の建物5棟における既存の直流電源設備計11設備を更新等するものであり、このうち、中央診療棟(鉄筋コンクリート造9階建て)の8階の直流電源設備(以下「中央診療棟の直流電源設備」)は、建物に固定して設置するものである。

神戸大学は、本件工事のうち、直流電源設備の設置に係る工事の設計を「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」(以下「耐震設計指針」)等に基づき行うこととしている。そして、耐震設計指針によれば、設備機器は原則としてアンカーボルトを用いて床等に固定すること、その設計に当たっては、地震時に作用する引抜力<sup>(注)</sup>が許容引抜力<sup>(注)</sup>を上回らないようにすることとされており、設備機器の設置場所等に応じて定められている係数である設計用標準震度を用いるなどして引抜力を算出することなどとされている。

神戸大学は、会社に上記直流電源設備の設置に係る工事の設計を行わせており、会社は中央診療棟

(注) 引抜力・許容引抜力 「引抜力」とは、機器等に地震力が作用する場合に、ボルトを引き抜こうとする力が作用するが、このときのボルト1本当たり作用する力をいう。また、当該ボルトに作用することが許容される引抜力の上限を「許容引抜力」という。

の直流電源設備の設置に係る工事の設計において設計用標準震度を1.5とするなどして耐震設計計算を行い、中央診療棟の直流電源設備を径16mmのアンカーボルト4本で床に固定すれば、地震時にアンカーボルトに作用する引抜力8.45kN/本が許容引抜力9.20kN/本を上回らないことから、耐震設計計算上安全であるとして、耐震設計計算書を神戸大学に提出していた。そして、神戸大学は、これを審査した上で承諾し、これにより会社に施工させていた。

**検査の結果** 上記のとおり、会社は、中央診療棟の直流電源設備の設置に係る工事の設計において設計用標準震度を1.5として耐震設計計算を行い、これにより施工していた。

しかし、耐震設計指針等によれば、災害時に拠点として機能する病院等において、その施設目的に応じた活動を行うために必要な設備機器を建築物の上層階(9階建ての建築物の場合は上層2階である8階及び9階)に設置する場合に用いる設計用標準震度は2.0とされていることから、本件工事のうち、中央診療棟の直流電源設備の設置に係る工事の設計においては、1.5ではなく、2.0を用いる必要があった。

そこで、設計用標準震度を2.0とするなどして改めて耐震設計計算を行ったところ、地震時にアンカーボルトに作用する引抜力は10.62kN/本となり、許容引抜力9.20kN/本を上回っていて、耐震設計計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

したがって、中央診療棟の直流電源設備は、アンカーボルトの設計が適切でなかったため、地震時に転倒して破損するなどのおそれがあり、地震時における機能の維持が確保されていない状態となっていて、工事の目的を達しておらず、これに係る工事費相当額406万円が不当と認められる。

(検査報告456ページ)